第明治三二十種郵便物認可

平成２３年（フ）第１０２号
長野県松本市大字里山辺1776番地２
債務者　篠原　真二
１　決定年月日時　平成23年６月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村松　将太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月26日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
長野地方裁判所松本支部
平成２３年（フ）第１６号
京都府舞鶴市行永東町25番地10―207号
債務者　安東　信男
１　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉本　晴樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月30日午前11時
５　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係
平成２３年（フ）第９３９号
埼玉県志木市柏町３丁目11番13号　三喜ハウス202号
債務者　高村　美和
１　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三上　将延
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月４日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２３年（フ）第１７８４号
札幌市東区北20条東18丁目２番５号　101号
債務者　朴木　智宏
１　決定年月日時　平成23年６月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小川　里美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月28日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２３年（フ）第１５２８号
愛知県豊明市二村台６丁目１番地１　豊明団地21棟204号
債務者　中野　　忍
１　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　濱嶌　将周
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月５日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第４９３号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字西茶原47番地３
債務者　川島　翔子
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田宮　　均
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月21日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２２年（フ）第１２６号
宮崎県延岡市北一ケ岡１丁目10番５―104号
債務者　日野アヤ子
１　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川添　正浩
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月29日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
宮崎地方裁判所延岡支部
平成２３年（フ）第９４３号
埼玉県さいたま市桜区西堀２丁目20番７―304号、旧住所埼玉県さいたま市桜区西堀６丁目３番16号201
債務者　小菅　　修
１　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野木　尚郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月17日午後２時
５　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２３年（フ）第２９５号
金沢市八日市１丁目70番地４
債務者　竹田　裕乃
１　決定年月日時　平成23年６月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森岡　真一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月13日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
金沢地方裁判所
平成２３年（フ）第１９３号
福井県丹生郡越前町樫津第82号69番地５
債務者　水野　宏幸
１　決定年月日時　平成23年６月28日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　神保美智子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月25日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第８６８号
埼玉県さいたま市南区根岸２丁目８番４―109号
債務者　稲村　克彦
１　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　經夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月７日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３０号
滋賀県長浜市高月町雨森1533番地
債務者　向原　里美
１　決定年月日時　平成23年６月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係
平成２３年（フ）第３１号
滋賀県米原市中多良516番地２　コーポ本田Ａ―102号
債務者　岡田　陽介
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係
平成２３年（フ）第２６３８号
大阪府豊中市日出町２丁目１番47の９号
債務者　中村　　太
１　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２３年（フ）第３２３６号
大阪府八尾市渋川町５丁目６番25―106号
債務者　武本　雅史
１　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２３年（フ）第３４３６号
大阪市西成区天神ノ森２丁目５番20号
債務者　柳本健治郎
１　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２３年（フ）第３４８２号
大阪府枚方市長尾谷町３丁目16番１―706号
債務者　森井　嗣允
１　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２３年（フ）第３５７４号
大阪府寝屋川市日新町14番８号
債務者　河村　昭三
１　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部